〇愛知大学人文社会学研究所プロジェクト・研究会助成要領

2014 年 11 月 7 日

制定

最終改正 2018 年 4 月 26 日

1. 1 件あたり上限を 160 万円、2 年以内とします。
2. 応募の要件は、所員を代表者とし、他の所員、客員所員、研究員、補助研究員、および本学職員（専任、特任、嘱託助教）を共同研究者とします。
3. 構成員は 3 名以上とし、原則として学内者のみとします。代表者となる所員は専任教員、特任教員であること、構成員の半数以上は専任、特任教員とし、他に客員所員・研究員、補助研究員等を含めることとします。
4. 所員は複数のプロジェクト・研究会の代表者になることはできません。
5. 同一の研究者は 3 つ以上のプロジェクト・研究会の共同研究者になることはできません。
6. 使途は、主として研究会のための旅費、および成果刊行のための編集費、印刷費、翻訳・校閲料、その他事務費とします。
7. 人文社会学研究所を中心に愛知大学の研究成果を、ひろく外部に向けて発信できる内容に限ります。単なる翻訳、史料集は除きます。
8. 成果物は単体での刊行を原則とし、デジタル化したものを、愛知大学リポジトリに登録していただきます。但し、成果物の刊行は、紙媒体による出版に限らず、電子媒体でも構いません。
9. 成果物の発行元は愛知大学人文社会学研究所とします。「人文社会学研究所による助成がなされている」旨が成果物中にクレジット等で記載されていたとしても、他の発行（出版）元による刊行は、成果物とみなしません。
10. 発行者はプロジェクトもくしは研究会名として下さい。
11. 成果物の配布は本研究所が行います。
12. 成果物が年度内に刊行されない場合は、助成金を全額返還していただきます。
13. 応募にあたっては所定の様式（人文社会学研究所　プロジェクト・研究会助成申請書）を使用して下さい。
14. 申請書は人文社会学研究所事務室へお送り下さい。
15. 締め切りは、当該年度の応募案内に従ってください。
16. 応募が多数となった場合は、運営委員会にて調整させていただきます。
17. 本プロジェクト・研究会助成金の取り扱いは、本学研究助成規程に準拠します。
18. その他本件の運用に必要な事項の決定は、運営委員会の議を経て行います。

附:2018 年度所員会議において承認。

この要領は 2018 年 4 月 26 日から施行する。